面防世界の果てまでも

令和4年9月16日 No. 34 文章 核長 飯久保一男

敬老の日を前に

お腹が空いたのでハンバーガーショップに行った。

先頭に大勢の女子高生がいた。そのうしろに、おばあさんが並んでいたので、そのうしろ並んだ。

女子高生たちはアイスコーヒーを16個頼みたかったらしく

「アイコ16, アイコ16!」と大きな声で言っていた。

アイスコーヒーを受け取った女子高生たちは席についた。

おばあさんの番になった。

「よしこ68歳」

…現代語は誤解を招く。



ある病院に、とてもガンコで、世をすねたようなおばあちゃんが入院していました。家族から疎まれていたのでしょうか。看護婦さんが、優しくしようとしても、なかなか素直に聞いてくれません。「どうせ、すぐにあの世にいってしまうのだから」と、かわいげのないことばかり口にします。困り果てた看護婦さんが、機嫌のよいときを見計らって「毎朝、病院の窓から見える、近所の鉄工所に通勤する工員さんたちに、手を振ってごらんなさい」と言いました。どういう風の吹き回しか、おばあちゃんは朝、ベッドの上に身を起こし、言われる通りにしてみました。中には知らん顔をして通り過ぎる工員さんもいましたが、何人かは手を振り返してくれました。その反応がうれしかったのか、おばあちゃんは毎朝、出勤する工員さんたちにあいさつするのが日課になりました。



工員さんたちの中にも、病院の前に差しかかるとき、決まって窓を見上げる人が多くなりました。「ばあちゃん、おはよう」言葉はお互いに聞き取れなくても、心は十分に通い合いました。まるで嘘のように、おばあちゃんの表情に笑顔が戻ってきました。看護婦さんたちとも打ち解け、態度から険がなくなりました。

しかし, 病気はだんだん重くなります。それでも, おばあちゃんは朝を迎えると, 手を振ろうとします。 まるで生きている証でもあるかのように, 日課を続けようとしました。

そして…,おばあちゃんは、亡くなりました。今度は、工員さんたちがさびしい思いをする立場になりました。計報を聞き、その鉄工所に勤める工員さんたちは、病院の近くに集まり、おばあちゃんが毎朝、手を振ってくれた窓辺に向かい、深々と黙祷を捧げたそうです。

2006年2月1日,京都市伏見区桂川の河川敷で無職の片桐康晴被告が認知症の母親を殺害して無理心中を図ったとみられる事件の公判が行われた。

事件内容は、認知症の母親の介護で生活苦に陥り、母と相談の上で殺害したというものであった。片桐被告は母を殺害した後、自分も自殺を図ったが、発見され一命を取り留めた。

片桐被告は両親と3人暮らしだったが、1995年に父が死亡。そのころから母に認知症の症状が出始め、1人で介護してきた。母は2005年4月ごろから昼夜が逆転し、夜中に徘徊して、警察に保護されることもあった。



片桐被告は休職してデイケアを利用したが、介護負担は軽減せず9月に退職した。生活保護は失業給付金などを理由に認められなかった。介護と両立する仕事は見つからず、12月に失業保険の給付がストップした。カードローンの借り出しも限度額に達し、デイケア費やアパート代が払えなくなり、2006年1月31日に心中を決意した。「最後の親孝行」として、片桐被告は車椅子で母を連れて京都市内を観光し、2月1日早朝、伏見区桂川河川敷の遊歩道で「もう生きられへん。ここで終わりやで。」と言うと、母は「そうか、あかんか。康晴、一緒やで。」と答えた。片桐被告が「すまんな。」と謝ると、母は「こっちに来い。」と呼び、片桐被告が母の額にくっつけると、母は「康晴はわしの子や。わしがやったる。」と言った。この言葉を聞いて、片桐被告は殺害を決意した。母の首を絞めて殺害し、自分も包丁で首を切って自殺を図った。

冒頭陳述の間、片桐被告は背筋を伸ばして上を向いていた。肩を震わせ、眼鏡を外して右腕で涙をぬぐう場面もあった。裁判では検察官より片桐被告が献身的な介護の末に失職等を経て追い詰められていく過程が説明された。殺害時の2人のやりとりや「母の命を奪ったが、もう一度母の子に生まれたい」という供述も紹介された。目を赤くした東尾裁判官が言葉を詰まらせ、刑務官も涙をこらえるようにまばたきするなど、法廷は静まり返った。裁判の中で片桐被告は、「私の手は母を殺めるための手だったのか」と言葉を残した。

東尾裁判官は片桐被告に対し,

「尊い命を奪ったことは取り返しのつかない重罪だが、経緯や被害者の心情を思うと、社会で生活し自力で更生するなかで冥福を祈らせることが相当。被告人を懲役2年6ヵ月に処する…」

続いてこう言った。

「…この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。」

片桐被告は殺人(承諾殺人)では異例の執行猶予つきの判決を言い渡たされた。そして被害者(お母さん) の心情に対し

「被害者は被告人に感謝こそすれ,決して恨みなど抱いておらず,被告人に今後は幸せな人生を歩んでいくことを望んでいるであろうと推察される。」

判決の後、片桐被告に裁判長が

「絶対に自分で自分を殺めることのないように、お母さんのためにも幸せに生きてほしい。」 と言った。片桐被告は深々と頭を下げ

「ありがとうございました。」

と言った。片桐被告に判決を言い渡した後に東尾裁判官はこう言葉を残した。

「本件で裁かれるのは被告人だけではなく,介護保険や生活保護行政の在り方も問われている。こういう 事件に発展した以上は,どう対応すべきだったかを行政の関係者は考え直すべきである。」